

鹿沼市 での就職を希望・検討しているみなさん

新卒、既卒、中途採用、在職者の方も！

奨学金の返還を 支援します

鹿沼市奨学金返還支援補助金

補助額

5年間(60か月)で

60万円 **最大**

年額上限10万円

申請期間

令和8年1月5日(月)から
令和8年2月27日(金)まで

※令和7年1月1日から12月31日に
返還した奨学金が対象です

または

市内中小企業等に
正規雇用されている方

家族経営協定を結んだ
農業者の方

このような方が対象です！

令和7年度末日
(令和8年3月31日)
において
30歳以下の方

鹿沼市内に居住し
5年以上定住の
意思のある方

大学等在学中に
奨学金の貸与を受け
自ら返還している方
鹿沼市奨学金
日本学生支援機構奨学金
など

詳細は裏面をご覧ください

〒322-8601

鹿沼市 経済部 産業振興課 産業振興係 (市役所5階⑥番窓口)

☎ 0289-63-2196 ✉ sangyou@city.kanuma.lg.jp

申請書類等はここから



……鹿沼市奨学金返還支援補助金制度……



若者の市内中小企業等への就職促進と地元定着を目的とし、大学等に進学する際に、対象の奨学金を利用した30歳以下の方が市内に居住し、市内に本社のある中小企業等に正規雇用された場合、奨学金の返還に必要な経費の一部を補助する事業です。

補助対象者

次のすべてに該当する方

1. 市内中小企業等※1 に正規雇用※2 されている方、または家族経営協定を結んだ農業者の方
※1 市内中小企業等 ⇒ 市内に本社または本店のある
①中小企業②社会福祉法人③医療法人④学校法人
※2 正規雇用 ⇒ 無期雇用で、雇用保険、被用者年金、健康保険に加入
2. 奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している方
3. 補助申請をする年度の末日において、30歳以下である方
4. 市内に住所を有し、5年以上定住する意思のある方
5. 市税および奨学金に滞納がない方
6. 奨学金返還に関し、他の補助金等の交付または減免を受けていない方



令和7年度申請の流れ



※補助金の申請対象期間は「市内中小企業等に就職した月」または「奨学金の返還開始月」のどちらか遅い月から起算して5年間（60か月）を上限に奨学金返還が完了するまでの期間です

対象の奨学金



鹿沼市奨学金、
独立行政法人日本学生支援機構奨学金、
その他地方公共団体等奨学金で市長が
認めるもの

補助額

申請対象期間に返還した奨学金の額の

1/2 以内

年額上限10万円 **最大 60万円**

補助金等交付申請書（様式第1号）に
在職証明書や奨学金返還状況のわかる書類などを添付して
申請期間内に下記担当課へ提出してください！



〒322-8601

鹿沼市 経済部 産業振興課 産業振興係（市役所5階⑥番窓口）

☎ 0289-63-2196

✉ sangyou@city.kanuma.lg.jp

申請書類等はここから

